

周南市徳山動物園条例の一部を改正する条例制定について

周南市徳山動物園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市徳山動物園条例の一部を改正する条例

周南市徳山動物園条例（平成15年周南市条例第196号）の一部を次のように改正する。

第8条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第8条 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、動物園の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、動物の飼育展示及び市長が処理すべき業務を除く。

- （1） 第3条に規定する入園料及び使用料の収受の代行並びに入園券発行業務
- （2） 動物園の施設、附属設備及び物品の維持管理に関する業務
- （3） 第7条の行為の許可に関する業務
- （4） その他市長が必要と認める業務

（指定管理者に関する読替え）

第10条 第8条の規定により動物園の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、第3条、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第1項第5号中「市長が別に発行する」とあるのは「市長又は市長の承認を得て指定管理者が別に発行する」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市徳山動物園条例新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>(指定管理者による管理)</u> <u>第8条</u> 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、動物園の管理を行わせることができる。 <u>(指定管理者が行う業務)</u> <u>第9条</u> 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、動物の飼育展示及び市長が処理すべき業務を除く。 <u>(1) 第3条に規定する入園料及び使用料の収受の代行並びに入園券発行業務</u> <u>(2) 動物園の施設、附属設備及び物品の維持管理に関する業務</u> <u>(3) 第7条の行為の許可に関する業務</u> <u>(4) その他市長が必要と認める業務</u> <u>(指定管理者に関する読替え)</u> <u>第10条</u> 第8条の規定により動物園の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、第3条、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第1項第5号中「市長が別に発行する」とあるのは「市長又は市長の承認を得て指定管理者が別に発行する」と読み替えるものとする。
<u>第8条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)